

あ行

一般廃棄物

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」については家庭から出されるごみの他、事業所から出されるごみのうち産業廃棄物として定められている以外のもの（飲食店からの厨芥や事務所から紙ごみ等）をいう。

宇治市廃棄物減量等推進審議会

「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により定められた、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するための機関。

大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿圏から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の確保を目的として1982年（昭和57年）に大阪、京都等6府県168市町村（現在）と港湾管理者4団体が出資して設立した広域臨海環境整備センター法に基づく特殊法人。搬入基地9か所、最終処分場4か所がある。

温室効果ガス

一般に、太陽からの日射エネルギーを通過させ、地表から放射される熱（赤外線）を吸収する性質をもった気体のこと。吸収された熱は再び地表へ放射されるので、温室効果ガスの増加によって地表の温度は上昇する。産業革命以降、人為的な活動により温室効果ガス排出量は増加傾向にある。主なものに二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

か行

家庭系ごみ

家庭から排出される廃棄物のこと。

家電リサイクル

平成13年4月から施行された「特定家庭用機器再商品化法（通称 家電リサイクル法）」では、特定の家電製品を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められており、小売業者、メーカー等にはこれらの廃棄物をそれぞれ収集・運搬し、再商品化するなどの役割が決められている。

可燃ごみ

焼却施設で直接焼却できる廃棄物のこと。本市では、台所のごみ、紙くず、剪定枝、枯葉・草・花、皮革製品、食用油、布切れ、たばこの吸い殻、掃除機のごみなどが対象となる。

環境基本法

平成5年11月に施行された環境の保全について、基本理念と施策の基本となる事項を定める法律。国、地方公共団体、事業者及び国民の債務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進、環境基本計画や環境基準の策定等を規定している。

原単位

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量や事業系ごみ 1 日当たりの排出量、集団回収ごみ 1 人 1 日当たりの排出量のこと。

人口の増減や人口規模に関わらず、ごみの排出量を比較することができるため、ごみの排出量の予想や他都市との比較時等に使用される。

小型家電リサイクル

平成 25 年 4 月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（通称 小型家電リサイクル法）」では、使用済小型電子機器の再資源化を促進することで、廃棄物の適正な処理と使用済小型電子機器に含まれるアルミ、貴金属、レアメタル等の貴重な資源について、有効利用の確保を図るとされている。回収品目は宇治市の場合、国が指定している特定対象品目（携帯電話・PHS、電話機、パソコン、ラジコ等）を中心に 36 品目とし、かつ、回収箱の投入口（40 cm×20 cm）に入るものを対象としている。

さ行

最終処分

廃棄物を埋立や海洋投棄などにより処分すること。最終処分場とは、一般的に廃棄物を埋立てる場所のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物をいう。

事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のこと。

資源ごみ

再資源化できる廃棄物のこと。本市では、缶、びん、紙パック、ペットボトル、プラマーク、段ボール・新聞・雑誌・古布、乾電池、剪定枝、てんぷら油、ペットボトルキャップ、蛍光管、小型家電、廃家電（義務外品）、廃パソコン（メーカー等不存在）が対象となる。

集団回収

ごみの減量や資源の有効活用を目的として、町内会・自治会、マンション等の管理組合、子ども会、育友会などが、家庭から出た新聞、雑誌、段ボール等の資源をグループで自主的に回収する活動のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に再利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処分することにより実現される社会のことであり、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

3R（スリーアール）

循環型社会形成のため廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。廃棄物の発生を抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとって3Rと呼んでいる。

た行

中間処理

廃棄物の収集運搬と最終処分の際に、減量化、安定化のために行う破碎、脱水、焼却などの処理のこと。

定点（ステーション）

ごみを排出する場所、ごみ集積所。宇治市においては、一定の戸数にひとつの定点を設定し、家庭から出されるごみを収集している。

適正処理困難物

家庭から排出される廃棄物の中で、市の指定する施設で適正な処理が困難なもの。本市では、タイヤ、バイク、土砂、コンクリート、危険物及び処理困難物（農薬・薬品・灯油・ガソリン・オイル類・ペンキ類・火薬類・ガスボンベ）、消火器、バッテリー、産業廃棄物、建築廃棄物（柱材・コンクリートがら等）等は収集できない。購入された店、専門の業者に問い合わせの上、適正に処理するように求めている。

特定家庭用機器廃棄物

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられている。

は行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の搬出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

PCリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律（通称 資源有効利用促進法）」に基づき、家庭用パソコンについてメーカーにリサイクルが義務付けられた。自作パソコンや撤退したメーカーのパソコンについては「一般財団法人パソコン3R推進協会」が回収・再資源化を行っている。

不燃ごみ

燃えないまたは直接焼却できない廃棄物のこと。本市では、金属類、陶磁器類、プラスチック製品、ガラス、電球・蛍光灯、家具、電化製品、ふとん、座ぶとん、自転車、灰、ゴム、スポンジ、コンロ、ストーブ、傘、靴等が対象となる。

や行

容器包装リサイクル

容器包装廃棄物（主にびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装）の分別収集を促進することにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、一般廃棄物の減量及び再生資源の有効理由を通じて資源循環型社会の

実現を図ること。平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(通称 容器包装リサイクル法)」は容器包装廃棄物のリサイクルシステムを構築するため、消費者、市町村、事業者の役割を明確に規定している。

ら行

リサイクル

再生利用。資源物として回収されたものを新たな製品の原料にすること。具体例としてはアルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙等の再生利用がある。

リデュース

発生抑制、特にごみの量を減らすこと。過剰包装された商品等の購入を避けたり、小売店でのレジ袋を辞退することもリデュースに類する行動といえる。

リユース

再使用のこと。使用されたものを回収し、必要に応じて洗浄等の処理を行った後、再使用すること。ビールびん、一升びんに代表される、リターナブルびんが代表的。